

介護支援専門員更新研修のコース選択について

①「介護支援専門員証」の有効期間の更新を希望する

希望しない

希望する

②現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間のうち、介護支援専門員として実務に従事した経験がある(従事している)(注1)

実務に就いたことがない

実務に就いたことがある(実務に就いている)

③実務研修又は再研修終了後、更新手続きをしたことがある

ない。更新手続きは初めて

ある。2回目、3回目の更新

④前回の更新は、実務従事者向け研修(専門Ⅰ・専門Ⅱ又は専門Ⅲ)の修了証明書で申請した

いいえ。実務についておらず更新(未経験者向け)54時間コースで更新

はい。実務に就いたことがあり(実務に就いており)専門Ⅰ・Ⅱ又は専門Ⅲで更新

⑤現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間のうち、専門研修課程Ⅰ(専門Ⅰ)に該当する研修を修了している(注1)

修了していない

修了している

更新研修88時間コースの全日程を受講してください

⑥現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間のうち、専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修を修了している(注1)

修了していない

修了している

更新研修88時間コースのうち32時間・専門Ⅱを受講してください

⑦現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間のうち、専門研修課程Ⅱ(専門Ⅱ)に該当する研修、又は主任介護支援専門員更新研修を修了している(注1)

修了していない

修了している

更新研修88時間コースのうち32時間・専門Ⅱ又は主任介護支援専門員更新研修を受講してください
※主任介護支援専門員更新研修には受講要件があります

更新研修の免除要件を満たしています。介護支援専門員証の有効期間が6か月未満になった日から有効期間満了日までの間に、埼玉県に更新交付申請をしてください。

(注1) 現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間とは…有効期間満了日等は、必ずご自身の介護支援専門員証で御確認ください。

- 初めての更新の方：登録年月日から有効期間満了日までの5年間
- 前回、再研修を受講された方：交付年月日から有効期間満了日までの5年間
- 2回目、3回目の更新の方

【有効期間満了日-5年】 【専門員証の有効期間満了日】
年 月 日の翌日から 年 月 日までの5年間

※前回の有効期間満了日と一致します。

例) 専門員証の有効期間満了日が令和3年(2021年)2月28日場合
有効期間満了日-5年は、令和3年-5年=平成28年なので、
現在の介護支援専門員証の有効期間満了日から遡った5年間は、
【有効期間満了日-5年】 【専門員証の有効期間満了日】
平成28年2月28日の翌日から令和3年2月28日までの5年間となる

介護支援専門員としての業務については、実施要領で御確認ください。

有効期間が過ぎると介護支援専門員として働くことができません

再度介護支援専門員として働く場合、「再研修」の受講が必要です

主任介護支援専門員更新研修 フローチャート（埼玉県）

主任介護支援専門員更新研修は、主任介護支援専門員を取得した年度によって経過措置が設けられています。また、主任介護支援専門員更新研修の修了者は、「**介護保険法施行規則第113条の18**」に規定する更新研修とみなされます。介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。

介護保険法施行令第37条の15第1項及び介護保険法施行規則第140条の68第1項第2号の規定に基づく

主任介護支援専門員更新研修
主任介護支援専門員更新の受講要件を満たす
46時間以上（有効期間5年）

主任研修修了年度	●主任更新研修受講年度 ★主任介護支援専門員の有効期間
平成18年度～平成26年度	※経過措置終了したため、主任資格はありません。
平成27年度	●令和2年度中に主任更新研修の修了する必要があります。 ★主任研修修了日から5年間 例：埼玉県で受講主任研修修了日平成27年12月17日の場合 ⇒令和2年12月16日まで有効
平成28年度以降	●主任研修修了日からおおむね2年以内 ★平成28年度以降に主任研修修了書に有効期間が記載されます

主任介護支援専門員として更新する

YES

NO

介護支援専門員として更新する

介護支援専門員更新研修を受講する（介護支援専門員の資格及び研修の体系へ参照）

介護支援専門員証の有効期間を更新しない
（更新研修を受けない）場合

介護支援専門員証失効とも介護支援専門員としての資格は消失する。
登録は継続するが、介護支援専門員としての勤務ができず、
介護支援専門員としての報酬も受けとることができない。

主任介護支援専門員更新研修の
修了者は更新申請手続

「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成26年7月4日老発0704 第2号厚生労働省老健局長通知）の一部改正により、主任介護支援専門員更新研修修了者の介護支援専門員証の有効期間については、原則として、主任介護支援専門員更新研修修了証明書の有効期間に置き換えて交付する（以下「置換交付」という。）こととしています。また、置換交付を希望しない者については、申出により、置換交付をしないことも可能です。

注意：主任介護支援専門員として更新手続きを行わず有効期間が満了した場合、**主任介護支援専門員証も失効し、主任介護支援専門員資格は消滅します。**速やかに**主任介護支援専門員証**を返納してください。（介護保険法第69条の7第6項）また、有効期間がある介護支援専門員証の再交付申請が必要となります。